

建築基準法改正に基づく定期報告対象建築物等

表1

【建築物】

対象用途	定期報告対象建築物		(参考) 従前の定期報告対象建築物
	国指定 ※1	市指定	従前の市指定
劇場、映画館又は演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の用途床面積 200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの	客席の床面積 300㎡超 (国指定を除く)	客席の床面積 300㎡超
観覧場、公会堂又は集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の用途床面積 200㎡以上 ③地階にあるもの		
病院、有床診療所	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの	床面積 500㎡超 (国指定を除く)	床面積 500㎡超
児童福祉施設等	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの ※2		
旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの	床面積 500㎡超 (国指定を除く)	①床面積 500㎡超 ②避難階以外の床面積 300㎡超
共同住宅、寄宿舎又は下宿	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの ※2	—	地階を除く階数5以上かつ 床面積 500㎡超
学校(付属する体育館を含む)	—	①3階以上の階(100㎡超) ②床面積 2,000㎡超	床面積 1,000㎡超
体育館、ポーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの ②床面積 2,000㎡以上	床面積 2,000㎡超 (国指定を除く)	床面積 2,000㎡超
博物館、美術館、図書館	①3階以上の階にあるもの ②床面積 2,000㎡以上	—	—
百貨店、マーケット、展示場、物品 販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積 500㎡以上 ③床面積 3,000㎡以上 ④地階にあるもの	床面積 1,500㎡超 (国指定を除く)	床面積 1,500㎡超
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、飲食店	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積 500㎡以上 ③床面積 3,000㎡以上 ④地階にあるもの	床面積 500㎡超 ※カフェー、待合を除く (国指定を除く)	①床面積 500㎡超 ②避難階以外の床面積 300㎡超 ※カフェー、待合を除く
事務所	—	地階除く階数5以上かつ 3階以上の床面積 1,000㎡超	地階除く階数5以上かつ 3階以上の床面積 1,000㎡超

※1 該当する用途部分の床面積が100㎡以下のもの 又は 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る

【建築設備等】

対象用途	定期報告対象建築設備等		(参考) 従前の定期報告対象建築物
	国指定	市指定	従前の市指定
昇降機	令129条の3第1項各号該当 ①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機 ※指定から除くもの ①住戸内昇降機 ②テーブルタイプの小荷物専用昇降機 ③労働安全衛生法第40条第1項の検査証交付済み昇降機	—	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機 ※指定から除くもの ①クレーン等安全規則の適用を受けるもの ②一戸建等の個人住宅に設置されたもの
昇降機以外の建築設備	—	国及び市指定の定期報告対象建築物に設置された ①機械換気設備 ②機械排煙設備 ③非常用の照明装置 (バッテリー内蔵型を除く)	定期報告対象建築物に設置された ①機械換気設備 ②機械排煙設備 ③非常用の照明装置 (バッテリー内蔵型を除く)
防火設備	①国指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ②病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用途(床面積 200㎡以上)の防火設備(①を除く) ※指定から除くもの ①常時閉鎖式の防火設備 ②防火ダンパー ③外壁開口部の防火設備	市指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ※指定から除くもの ①常時閉鎖式の防火設備 ②防火ダンパー ③外壁開口部の防火設備	—
準用工作物	令138条第2項各号該当 ①観光用エレベーター ②遊戯施設	—	令138条第2項各号該当 ①観光用エレベーター ②遊戯施設